［(2)～(4)　略］

［４　略］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙六十　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　略］

［４　略］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第一一条の六・第一一条の六の一一・第一三条関係）

［様式　別紙六十四　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

［(2)～(4)　同左］

［４　同左］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙七十九　挿入］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　同左］

［４　同左］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第一一条の六・第一一条の六の一一・第一三条関係）

［様式　別紙六十三　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務